事後評価シート

【評価年月】 平成15年4月

【主管課・室】 環境影響評価課

【評価責任者】 環境影響評価課長 小林正明

施策名、施策の概要及び予算額

| 施策名 | - 5 - (1)環境影響評価制度の運営及び充実 |
|-------|------------------------------------|
| 施策の概要 | 規模が大きく環境に著しい影響を及ぼすおそれがある事業について、環境 |
| | 影響評価法等に基づく環境影響評価が適切に実施されるよう、情報提供の推 |
| | 進や技術手法の開発等制度の充実を図るとともに、個別の案件について審査 |
| | を行い、環境大臣意見の提出等を行うこと。 |
| 予 算 額 | 305,364千円 (14年度予算) |

目標・指標、及び目標の達成状況

| 目標 | 環境影響評価制度の充実と適正な審査を通じて、環境影響評価対象事業に | | | | |
|--|-----------------------------------|-------|---------|---|--|
| おいて環境保全上の適切な配慮を確保する。 | | | | | |
| 参 考 指 標 | | H14年度 | 目標値 | - | |
| 環境影響評価法による手続開始延件数 | | 132 | | - | |
| (うち当初から法による手続開始延件数) (82) | | | | | |
| 環境影響評価法に基づき手続きを完了したものは64件あり、うち手 達成状況 当初から法に基づき手続を開始したものは19件である。 | | | り、うち手続き | | |
| | | | | | |
| | 全般的な理解は進んだものの、スコーピング(住民・専門家等外部の意見 | | | | |
| を踏まえ、環境影響評価の内容を絞り込む手続)の活用、アセスを通し | | | セスを通じた主 | | |
| | 体間のコミュニケーションの促進には課題が多い。 | | | | |

| 下位目標1 | 必要な事業について事業者によって適切な手法により環境影響評価が行わ |
|------------|------------------------------------|
| | れ、その結果が事業に反映されること |
| | 事業者が正確な環境影響評価を行うための環境影響評価の技術手法につい |
| | ては、最新の科学的知見に基づき、分野別に整理・検討を進めているところ |
| | である。成果については年度ごとに取りまとめの上、公表しており、技術ガ |
| 達成状況 | イドとして事業者等に提供されている。また、事後調査を解析することによ |
| 2.30 (1.00 | り、講じられた環境保全措置の成果等について検討し、情報提供を行ってい |
| | ప 。 |
| | 一方で、これらの最新の情報が事業者にとって参考程度の活用しかされて |
| | いないとの指摘がある。また、開発された技術手法のレビューについては、 |

| 下位目標 2 | 予測の不確実性が補われ、得られた情報が事業に反映されること |
|--------|------------------------------------|
| | 予測の不確実性を補うものとして、事後調査がある。平成9年度より事後 |
| | 調査についての情報収集を行うとともに、これを解析し、適切な事後調査等 |
| | の実施方法等について検討し情報提供をしている。 |
| 達成状況 | 12年度以降、諫早湾緊急調査を実施するなど、諫早問題等の手続きを完 |
| | 了した案件に関する問題に一定の成果を上げてきた。 |
| | 13年度に初めて環境影響評価のレビューについて、環境省の見解を公表 |
| | したが、事業者等においては未だレビューの趣旨、内容に十分な理解がある |
| | とはいえない。 |

| 下位目標3 | 国民に環境影響評価制度が理解され、適切な意見が提出され、適切に事業 |
|-------|-------------------------------------|
| | に反映されること |
| | 平成10年度より情報提供の場としてホームページを開設し、手続き状況 |
| | に関する情報をリアルタイムで提供するなど環境アセスメントに関する情報 |
| | をインターネットにより提供している。14年度には、約140万件のヒッ |
| | トがあり、市民、事業者、NGO、地方公共団体等の重要な情報源になってい |
| 達成状況 | ప 。 |
| | また、環境影響評価制度の普及啓発のため、パンフレットの作成、配布を |
| | 行っているほか、国及び地方公共団体によって、説明会や勉強会も開催され |
| | ている。 |
| | しかしながら、制度の趣旨に照らして適切な意見が活発に出されていると |
| | は言い難い。 |

| 下位目標 4 | 国及び地方公共団体によって適切な審査が行われ、適切に事業に反映され | | | |
|--|-----------------------------------|-------|---------|---------|
| | ること | | | |
| 参 考 指 標 | | H14年度 | 目標値 | - |
| 環境影響評価法施行以降、環境大臣意見 | | 65 | | - |
| を述べた延件数 | | | | |
| | 環境影響評価法の施行以降、65件の対象事業に対し、現地調査等を通じ | | | 地調査等を通じ |
| 達成状況 て環境保全上厳正な審査を行い、環境大臣意見を述べ、意見の趣旨は概ね | | | の趣旨は概ね各 | |
| | 所管大臣意見に反映された。 | | | |

| 下位目標 5 | 環境影響評価制度全体が適切に運営され、効率的に環境影響評価制度の効 |
|--------|-----------------------------------|
| | 果が発揮されること |
| 達成状況 | 環境影響評価法に基づき手続きを完了したものは64件あり、そのうち手 |

評価、及び今後の課題

【必要性】(公益性、官民の役割分担等)

環境に配慮した事業を実施するためには必要不可欠な制度である。 基本的には事業者本人が国民からの意見に配意しつつ環境影響評価を行い、 国及び都道府県が最低限の意見提出を行うものである。

【効率性】(効果とコストとの関係に関する分析等)

評 価

制度の存在により、事業者が事業実施前から環境に配慮することから、事業実施後に環境への負荷を低減することに比べて、より少ない費用でより大きな効果を上げることが期待できる。

【有効性】(達成された効果等)

国民の意見、都道府県知事の意見、環境大臣の意見、許認可等大臣の意見 に対応して環境影響評価書等を補正する等しており、この制度によって法対 象事業について環境面からの改善が図られている。

目標に対する総合的な評価

環境影響評価法に基づき手続きを開始したものは132件あり、うち手続き当初から法に基づき手続を開始したものは82件である。

全般的な理解は進んだものの、スコーピングの活用、アセスを通じた主体間のコミュニケーションの促進には課題が多い。

また、比較的新しい制度でもあり、常に新たな技術手法を把握、開発する とともに、それらの技術が事業者によって活用されるようにするという観点 からは課題も多い。

下位目標毎の評価

(下位目標1)

事業者が正確な環境影響評価を行うための手法に関する情報はある程度準備されている。ただし、当然のことながら、今後とも環境影響評価の技術手法は環境に対する新たなニーズや最新の科学的知見に応じて常に更新していくことが必要である。

また、現在調査検討を進めている定量的評価手法や新たな調査項目に関して調査検討をまとめ、さらにそれらを具体的に活用していくための手法等を整備するとともに、複数の環境要素相互の関連性に着目した手法など新たな技術手法についても調査研究を進める必要がある。

さらに、事後調査を収集し、環境保全措置等の効果を解析し続ける必要が

ある。

一方で、これらの最新の情報が事業者にとって参考程度の活用しかされていないとの指摘に関し、事業者が使いやすい形でこれらの情報が提供される必要がある。また、実施された技術手法のレビューについては、質量共に十分とは言えない。

(下位目標2)

適切な事後調査等の実施方法等について検討し情報提供をしているが、まだ本格的に事後調査が行われ始めてからそれほど経過していないこともあり、今後さらに調査、解析、解析、情報提供が必要である。

手続きを完了した案件についても重要な案件については調査を行い、それらの事業に環境保全措置を追加することを検討する上で、一定の成果を上げてきた。引き続き、事業の進捗状況、事業の実施に伴う新たな環境問題、住民の意見等を把握し、必要な措置の実施を求める必要性について検討する必要がある。

環境影響評価のレビューについては、事業者等においては未だレビューの 趣旨、内容に十分な理解があるとはいえない。これまでにレビューを求めた 案件は、規模が大きく社会的にも注目されているものが多く、再評価の結果 に対し適切な意見を提示するため、特に重要な案件については今後独自に現 地情報を収集・整理・解析する必要がある。

(下位目標3)

方法書段階での意見提出は十分とは言えない。また、準備書、評価書段階で事業の必要性自体に関する意見が提出されたり、評価書段階で調査手法についての意見が出される等、未だ国民に十分環境影響評価制度が理解されているとは言えず、また、十分に適切な意見が提出されているとも言えない。

一方で、事業者サイドについても、わかりやすい方法書や評価書を作成したり、積極的に国民の意見を求めることが望まれる。

(下位目標4)

国が関与する全ての環境影響評価法対象案件について環境大臣意見を提出 している。また、各都道府県においても、それぞれ、法及び場合によって条 例に基づいて都道府県知事意見を提出している。

事業に関する権限を有する大臣から環境大臣意見を勘案して事業者に意見が提出されているところであるが、その際、それらの大臣意見には環境大臣意見が勘案されており、それを踏まえて事業者において環境影響評価書の補正が行われている。

特に、環境影響評価の審査にあたり十分な準備が必要とされる特殊な案件 については、できるだけ早期段階から事業者による十分な検討を促しつつ、 環境省としても、最新の知見を踏まえ、内容を十分検証した上で、環境大臣 意見を述べており、この枠組みの継続は、適切な環境保全対策を求める上で 必要不可欠である。

(下位目標5)

環境影響評価法の対象となる事業については、環境影響評価手続きが行われ、法の定める期間内に諸手続も行われている。

また、ホームページの運営や、担当課長会議の開催、メーリングリストの 運営などを通じて、地方公共団体とも情報交換や連携を図っているところで ある。

今後の課題

正確な環境評価が行われるため、引き続き新たなニーズや最新の科学的知 見に応じて常に技術評価手法の開発及び提供が必要である。

開発された技術手法のレビューを促進することが必要である。

国民に環境影響評価制度が理解され、必要な場合に必要な意見が提出されるためには、環境影響評価制度に関する普及啓発を続けるとともに、事業者と国民が具体的なコミュニケーションを進めるための手法を開発し、また、国民にとって利用しやすい形での情報の提供を図っていく必要がある。環境保全措置、過去の評価書のよりわかりやすい検索システム等の開発・提供を行う等の適切な情報提供を行う必要がある。

事業者によりアセス結果に基づき環境保全の適正な配慮がなされるかどう か今後十分にフォローする必要がある。

政策への反映の方向性

| WA WARWING | | | |
|------------|--------------------------------|--|--|
| 事業の改善・見直し | 理由の説明 (新規、拡充、縮小、廃止等) | | |
| | 基本的な制度の枠組みは現在の方向で良いが、制度の本旨に則っ | | |
| | た、参加型で、かつ、地域や事業の特性に応じた環境アセスメント | | |
| | が実施され、事業が環境保全の観点からより良いものになっていく | | |
| | ことを目指して、スコーピングの活用、アセスを通じた主体間のコ | | |
| | ミュニケーションの促進などに関する各個別の政策や事業に関して | | |
| | はさらなる充実が必要である。 | | |
| 現行のまま継続 | 理由の説明 | | |
| | | | |

事務事業シート

| 施策名 | - 5 - (1)環境影響評価制度の運営及び充実 | |
|------------|--------------------------|----------------|
| 事務事業名 | 事業の概要 | 主な関連予算事項等 |
| (関連下位目標番号) | | (14年度予算) |
| 環境影響評価制度の | 公告縦覧等住民への周知方法や | ・環境影響評価制度等推進経費 |
| 運営(下位目標5) | 説明会の運営方法等の制度の実 | (305百万円) |
| | 施状況を把握、条例・要綱の手 | |
| | 続きとの調整等を行い、必要が | |
| | 有れば制度的な見直しを行う。 | |
| 情報の整備・提供の | 情報提供の場としてホームペー | ・環境影響評価情報支援ネット |
| 推進 | ジを開設し、環境アセスメント | ワーク事業 |
| (下位目標1~3) | に関する情報をインターネット | (49百万円) |
| | により提供している。 | |
| 住民意見形成の促進 | インターネットを使って手続状 | ・環境影響評価情報支援ネット |
| (下位目標3) | 況に関する情報をリアルタイム | ワーク事業 |
| | で提供するなど支援を行ってい | (49百万円) |
| | る。 | ・住民意見形成支援システム整 |
| | アセスにおけるコミュニケーシ | 備費 |
| | ョンのあり方として「参加型ア | (12百万円) |
| | セス」の普及を行った。 | |
| | コミュニケーションのベースと | ・環境アセスベースマップ整備 |
| | なる情報をわかりやすく伝える | 費 |
| | ためのベースマップの整備を行 | (20百万円) |
| | った。 | |
| 技術手法の向上 | 環境影響評価の技術手法につ | ・環境影響評価技術手法調査費 |
| (下位目標1、2) | いて、最新の科学的知見に基づ | (23百万円) |
| | き、分野別に整理・検討を進め | |
| | ている。成果については年度ご | |
| | とにとりまとめ、技術ガイドと | |
| | して事業者等に提供されてい | |
| | る。 | |
| | 評価項目として新たに追加さ | ・地球環境・廃棄物に関する環 |
| | れた廃棄物や温室効果ガスにつ | 境影響評価手法検討調査費 |
| | いては、効果的な技術手法の確 | (21百万円) |

| | 立に向け、検討を進めた。 | |
|-------------|----------------|----------------|
| | 環境保全措置について、事例 | ・環境保全措置ガイドライン整 |
| | の整理等を行い、ガイドライン | 備費 |
| | を作成することとしている。 | (15百万円) |
| 環境影響評価の適正 | 現地調査等を通じて環境保全上 | ・環境影響評価審査実施経費 |
| な審査(下位目標4) | 厳正な審査を行い、環境大臣意 | (65百万円) |
| | 見を述べている。 | |
| 環境影響評価後のフ | 事後調査についての情報収集を | ・環境影響評価追跡調査費 |
| オロー | 行うとともに、これを解析し、 | (11百万円) |
| (下位目標1,2,4) | 適切な事後調査等の実施方法や | |
| | 講じられてきた環境保全措置の | |
| | 成果等について検討し、情報提 | |
| | 供している。 | |
| | 手続きを完了した案件につい | |
| | て、事業の進捗状況、事業の実 | |
| | 施に伴う新たな環境問題、住民 | |
| | の意見等を把握し、環境影響評 | |
| | 価の再実施の必要性等について | |
| | 検討している。 | |